

「ぷちリス」では、食品衛生に関する情報、滋賀県食品安全監視センターからの御案内等、様々な情報を発信しています。

*** I N D E X *****

- 1 食品表示基準への切り替えはお済みですか？
加工食品、添加物の食品表示法の経過措置期間は
平成32年（2020年）3月31日までです
- 2 食品表示法の一部を改正する法律について
（平成30年法律第97号）（平成30年12月14日公布）

≡ ≡

- 1 食品表示基準への切り替えはお済みですか？
加工食品、添加物の食品表示法の経過措置期間は
平成32年（2020年）3月31日までです

食品表示法は平成27年4月1日に施行され、
加工食品、添加物の経過措置期間が
平成32年（2020年）3月31日に終了します。

経過措置期間も残すところあと1年と少しです。
食品表示基準に基づく表示への対応をお願いします。

○食品表示法施行前の旧基準による表示が認められる期間

- ・ 一般用加工食品、添加物
平成32年（2020年）3月31日までに
製造、加工または輸入されるもの
- ・ 業務用加工食品、添加物
平成32年（2020年）3月31日までに
販売されるもの

2 食品表示法の一部を改正する法律について

(平成 30 年法律第 97 号) (平成 30 年 12 月 14 日公布)

○本改正の概要

- ・食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関への届出を義務付け。

※届出対象となる食品表示基準違反

：アレルゲン、消費期限などの欠落や誤表示

- ・当該届出に係る食品リコール情報については、行政機関において消費者に情報提供（公表）。
- ・届出をしない又は虚偽の届出をした者は罰金。

○施行期日等

- ・公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- ・施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める

○その他

- ・施行期日について、「食品衛生法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号)の規定に基づく食品衛生法違反のリコール情報の届出義務の発生の日と同日が想定されています。
- ・食品表示法第 15 条の規定に基づき定められる政令の改正により、事務の一部を都道府県等に委任し、都道府県等に届出をすることが予定されております。

○本改正についての改正条文等は次の消費者庁ホームページを
ご覧ください。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/

(消費者庁ホームページ)

≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡≡



食品安全監視センターの所在地・連絡先

〒520-0834

滋賀県大津市御殿浜13番45号（衛生科学センター内）

TEL : 077-531-0248

FAX : 077-537-8633

Email : shokuhin@pref.shiga.lg.jp

(「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」の添付ファイルを送信いただく際はファイルの種類(拡張子)を「Word文書(*.docx)」、「Excelブック(*.xlsx)」として送信をお願いします。)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/00top.html>

《交通案内》

JR石山駅北口下車 徒歩10分

京阪電車石山坂本線粟津駅下車 徒歩5分

☆食品衛生に関するもっと詳しい情報を知りたい方は、滋賀県ホームページの食の安全情報にアクセスしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/shoku/>

☆「ぷちリス」バックナンバーは食品安全監視センターHPに掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/shoku/01anzen/center/301putirisu-index.html>

..n..n<>
@v \ (
() _ J

食品安全監視センター通信

ぷちリス

..n..n<>
@v \ (
() _ J

